
自衛隊との連携

(中岸義典ほか、救急医学 40:355-359, 2016)

2017年9月22日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

<自衛隊の災害派遣について>

災害派遣は、都道府県知事などが災害に際して防衛大臣や大臣の指定する者へ部隊などの派遣を要請し、要請を受けた防衛大臣などが事態やむを得ないと認める場合に派遣することを原則にしている。また自衛隊の災害派遣の基準は「緊急性」「非代替性」「公共性」の3要件である。一方、要請を待つ暇がない場合に、指定部隊などの長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊などを派遣する。自衛隊の災害派遣における活動は、被災者や遭難した船舶・飛行機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員（救急患者含む）や物資の輸送など広範多岐にわたる。自衛隊では災害派遣において4つの期区分が設けられている。

第1期；発災～各災害派遣部隊の組織に係る災害派遣命令が発令されるまで

…被災地に所在する部隊などが主体となって情報収集や人命救助・捜索活動を行う。

第2期；各災害派遣部隊の組織に係る災害派遣命令発令後～統合任務部隊の組織に係る災害派遣命令が発令されるまで

第3期；統合任務部隊の組織に係る災害派遣命令が発令後～災害派遣終結命令が発令されるまで

…組織的な災害派遣活動が開始され人命（患者）・物資輸送、応急医療、道路啓開による輸送路確保をはじめ、給食・給水、入浴などの生活支援活動を行う。

第4期；災害派遣終結命令を受け撤退完了するまで

…生活支援活動に復旧活動などが加わる。

<災害派遣時における自衛隊の医療支援>

災害派遣における医療支援は応急医療や被災地域内の自衛隊病院での医療活動のみならず、患者搬送や医療関係物資の緊急輸送なども含まれている。第1期では関係機関との調整により速やかに医療ニーズを把握するとともに、近傍の衛生科部隊が開設する救護所や被災地域内の自衛隊病院において、外傷患者などの救急救命処置や応急処置を行う。第2～3期においては、被災地域外からの部隊も増援され、衛生支援体制を確立・拡充し、応急処置を実施する。

<自衛隊との連携について>

1. 東日本大震災での実例

2011年の東日本大震災における災害派遣において防衛省・自衛隊は最大時には10万人を超す隊員を派遣して被災者の救助に全力で取り組み、19286名の人命救助、9505体のご遺体収容や13906トンの物資輸送、20240名の医療チームなどを輸送、175名の患者輸送および22653名の医療支援を行った。

2. 防災訓練などへ参加

より効率的な災害派遣を実施するには、関係する組織との連携が非常に重要であり、普段から協力や話し合いを積み重ね相互に理解を深めるとともに、災害に対する高い意識が求められる。防災訓練は関係する組織間の相互理解、情報・認識の共有にきわめて有用であり、これらの訓練を通じての災害対処能力はもちろん、中央省庁、地方自治体などの各関係機関・組織との連携を深め、より迅速かつ効率的に活動が実施できるよう努めている。

3. 平素からの協力関係

平時から災害訓練として防衛省・自衛隊と自治体、DMATや民間組織が合同で訓練する場が増加しているが、普段はまったく異なる組織であるわれわれ防衛省・自衛隊が持つ能力、ソフトもハードも含め認識の統一を図り、人的交流も深め、「顔の見える」ネットワークの形成も重要であると考えられる。その積み重ねにより具体的な活動につながり、今後の活動に備えることができ、現地での役割分担・連携や協力、情報の共有を円滑に行うことができると考える。

自衛隊は他の組織が所有していないさまざまな特殊設備や輸送手段なども保有している。自衛隊は人、組織としての能力はもちろん、これらのほかの組織が有していない特殊な装備なども保有しており、平素からの連携などを深化させることにより、それらの能力の有効性および防衛省・自衛隊の組織力を理解すべきである。